

駿東伊豆消防組合  
地球温暖化対策実行計画

令和6年2月

駿東伊豆消防組合

## 目 次

### 第1章 背景

- 1 気候変動の影響
- 2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向
- 3 地球温暖化対策を巡る国内の動向

### 第2章 基本的事項

- 1 目的
- 2 対象とする範囲
- 3 対象とする温室効果ガス
- 4 計画期間

### 第3章 温室効果ガスの排出状況及び排出削減目標

- 1 基準年度の温室効果ガスの排出量
- 2 温室効果ガスの排出削減目標

### 第4章 目標達成に向けた取組

- 1 取組の基本方針
- 2 具体的な取組内容

### 第5章 進捗管理体制と進捗状況の公表

- 1 推進体制
- 2 点検・評価・見直し体制
- 3 進捗状況の公表

## 第1章 背景

### 1 気候変動の影響

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる安全保障上、最も重要な環境問題の一つとされています。

世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測され、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がなく、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れており、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大します。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

### 2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

平成27年、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

パリ協定は、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しています。

世界全体の平均気温の上昇を、2℃より十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO<sub>2</sub>排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされており、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

### 3 地球温暖化対策を巡る国内の動向

令和2年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として位置付けています。

令和3年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050年カーボン

ニュートラルの実現に向け、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標が示されており、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われ、太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

このような背景から、駿東伊豆消防組合（以下「組合」という。）においても、温室効果ガスの排出量削減に向けた取組を推進するための計画を策定するものです。

## 第2章 基本的事項

### 1 目的

駿東伊豆消防組合地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第 117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、組合が実施している事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定します。

### 2 対象とする範囲

実行計画の対象範囲は、組合の全ての事務・事業とします。

### 3 対象とする温室効果ガス

実行計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）とします。

### 4 計画期間

基準年度を令和4年度とし、計画期間については、令和6年度から令和12年度（2030年度）までとします。また、計画の進捗状況や社会情勢の変化により、必

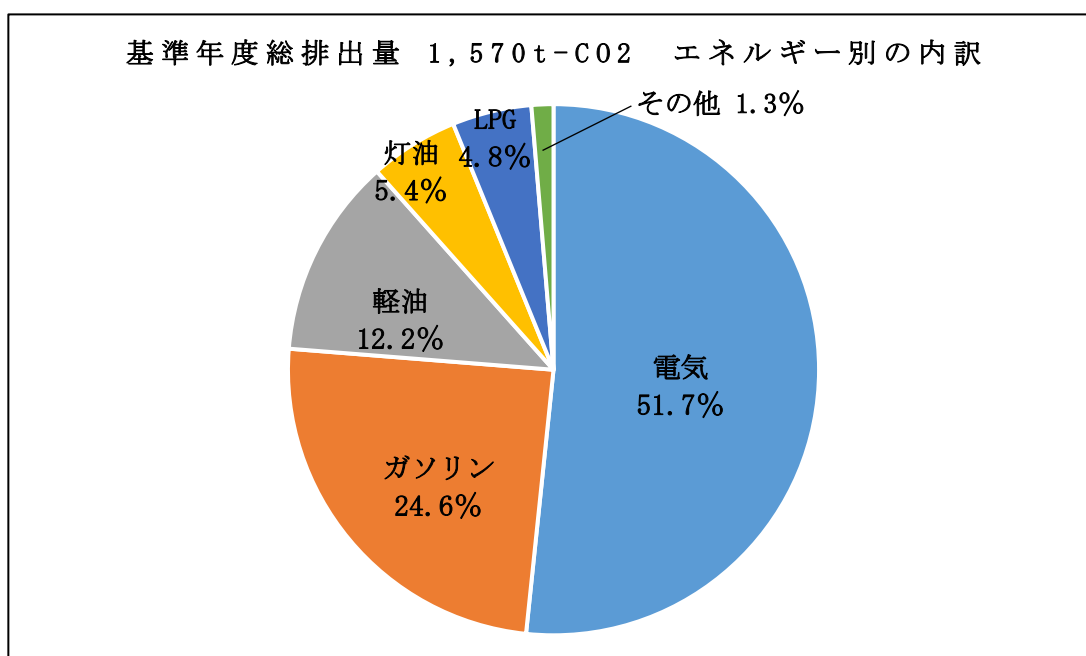
要に応じて計画の見直しを行います。

### 第3章 温室効果ガスの排出状況及び排出削減目標

#### 1 基準年度の温室効果ガスの排出量

組合の事務・事業に伴う温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）の排出量は、基準年度である令和4年度において、1,570t-CO<sub>2</sub>となっています。

また、排出要因をエネルギー種別ごとに区分すると、電気が全体の51.7%（811t-CO<sub>2</sub>）を占めており、次いでガソリン24.6%（386t-CO<sub>2</sub>）、軽油12.2%（191t-CO<sub>2</sub>）、灯油5.4%（85t-CO<sub>2</sub>）、液化石油ガス4.8%（76t-CO<sub>2</sub>）、その他1.3%（21t-CO<sub>2</sub>）となっています。



#### 2 温室効果ガスの排出削減目標

##### (1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画の中期目標値である、2013年度から2030年度までに46%の排出量削減を目安としつつ、以下の点を考慮して目標値を設定します。

- ア 2013年度から基準年度にかけての取組実績については、組合設立（消防広域化）前の期間を含んでおり、明確な数値の記録はありませんが、この期間においても、設備の更新等により相当の排出量削減があったものと考えます。
- イ ガソリン・軽油については排出要因に占める割合が大きいものの、消防業

務の性質上、排出量削減の具体的な数値目標を設定することが困難であることを考慮します。

## (2) 排出削減目標値

2013年度から基準年度（令和4年度）までの経過年数、組合の実情等を勘案し、目標年度（令和12年度）において、基準年度から14%削減することを目標とします。

## 第4章 目標達成に向けた取組

### 1 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因に占める割合が最も大きい、電気使用量の削減に重点的に取り組み、その他の排出要因についても、可能な限り削減に努めます。

### 2 具体的な取組内容

#### (1) 施設設備等の更新

新たに施設設備等を導入する際や、現在保有している施設設備等を更新する際は、エネルギー効率の高い機器を導入することで、省エネルギー化を推進します。

具体例：照明器具のLED化、省エネルギー型の空調設備への更新

#### (2) グリーン購入・環境配慮契約等の推進

国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）や国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

具体例：環境に配慮した物品の購入（紙類、OA機器、空調設備、照明等）

#### (3) 再生可能エネルギーの導入の検討

庁舎建設の計画がある際は、太陽光発電設備等の導入に努めます。

#### (4) 電動車（ハイブリッド自動車等）の導入の検討

緊急車両を除く公用車を更新する際は、電動車の導入に努めます。

#### (5) 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

具体例：不要な照明の消灯、適正な空調温度管理、エコドライブ、紙の節減

## 第5章 進捗管理体制と進捗状況の公表

### 1 推進体制

- (1) 総務課長を地球温暖化対策推進総括責任者とし、組合の事務・事業における、実行計画の取組を管理します。
- (2) 各所属長を地球温暖化対策推進責任者とし、所管する事務・事業において、実行計画の取組を推進します。
- (3) 実行計画の進捗管理は総務課で行います。地球温暖化対策推進総括責任者は、実行計画の進捗状況に応じて、地球温暖化対策推進責任者へ必要な指示を行います。

### 2 点検・評価・見直し体制

進捗状況は毎年1回確認し、必要に応じて、取組の見直しや啓発を行い、温室効果ガスの継続的な削減に努めます。

### 3 進捗状況の公表

実行計画の進捗状況は、組合のホームページで毎年公表します。